

日本公式の国内情報センター(NIC)



NIC-Japan

高等教育資格承認情報センター

高等教育資格承認情報センターは、

ユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(通称:東京規約)」に基づき、高等教育資格の円滑な承認に資する教育情報を提供する、**日本公式の国内情報センター(NIC)**です。2019年9月1日に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(NIAD-QE)が機構内に設置しました。

東京規約とは

東京規約は、アジア太平洋地域において、締約国間が相互に高等教育資格を承認・評定する枠組みを整えることにより、国際的な学生及び研究者の流動性を促進することを目的としています。締約国には、主に自国の高等教育情報を発信する国内情報センターを設立することが求められています。日本政府は2017年12月に本規約に締結しており、同規約は2018年2月に発効しました。2021年11月1日現在、締約国はオーストラリア、中国、ニュージーランド、日本、韓国、バチカン、モンゴル、トルコ、フィジー、ロシア、アフガニスタン、アルメニアの12か国(締約順)です。

当センターの目的

日本の高等教育資格の国際通用性の確保と、諸外国との円滑な資格の承認に貢献すること

ウェブサイトをご利用ください!

当センターのウェブサイトでは

- 日本の高等教育機関の検索(日・英)
- 日本の高等教育制度・資格情報(日・英)
- 外国の教育制度・資格に関する役立つサイトのリンク集などをご利用いただけます

当センターが行う業務

- 日本の高等教育制度・資格に関する情報提供
- 東京規約締約国を主とした外国の教育制度・資格に関する情報提供
- 諸外国の国内情報センター等との連携
- 各種調査研究



<https://www.nicjp.niad.ac.jp>

NIC-Japan

